

2024 年 4 月 1 日

返戻金制度

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人会社に返還いたします。

- (1) 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・50%
- (2) 入社後 2 カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・40%
- (3) 入社後 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・30%

ただし、専ら求人会社の都合により短期退職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上